

令和 6 年度

## 南相馬市次世代自動車導入促進事業

### 補助金申請の手引き

- ①電気自動車
- ②燃料電池自動車

#### 【受付・問合せ先】

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係  
〒975-8686  
南相馬市原町区本町二丁目27番地  
電 話：0244-24-5248  
F A X：0244-24-5347  
e-mail：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

#### 【受付・問合せ時間】

8時30分～17時15分  
※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日を除く。

#### 【申請受付期間】

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

※自動車購入後概ね1カ月以内に申請してください。

令和 6 年 4 月

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

# 目 次

## 1 南相馬市次世代自動車導入促進事業について

(1) 事業の目的	2
(2) 補助の要件	2
(3) 補助金の額	2
(4) 申請受付期間	3
(5) 受付窓口	3

## 2 申請方法

(1) 申請に必要な書類	4
(2) 提出方法	5
(3) 補助金交付の流れ	6

## 3 申請書（様式第1号）記載例

(1) 申請書【表】	7
(2) 申請書【裏】	8
(3) 【参考】車検証（紙発行）の見本	9
(4) 【参考】自動車検査証記録事項の見本	10

## 4 よくある質問 Q&A

(1) 共通	11
(2) 電気自動車	12
(3) 燃料電池自動車	12

# 1 南相馬市次世代自動車導入促進事業について

## (1) 事業の目的

市では地球温暖化対策の推進を図るため、走行時にCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを排出しない、電気自動車及び燃料電池自動車（以下「次世代自動車」）を導入した方に対し、補助金を交付します。

## (2) 補助の要件

### ① 補助対象者

次に掲げる全ての要件を満たす方

- 市内に住所を有する方（以下「市民」という。）
- 市内に事業所等を有する法人（以下「事業者」という。）
- 上記に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）
- 市税を滞納していない方（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）
- 南相馬市暴力団排除条例に掲げる暴力団、暴力団員等でない方。（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）

### ② 電気自動車・燃料電池自動車共通

- 自家用・事業用の欄が「自家用」であり、かつ使用の本拠地が南相馬市内である自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。
- リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が次世代自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。
- 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されないこと。（販売店の試乗車、展示車などの使用禁止）
- 南相馬市以外の自治体（福島県を除く。）の補助金・交付金等を受けていないこと。

◎自動車検査証に記載してある初年度登録年月、または車両購入費の支払いが完了した日  
いずれか遅い日から180日以内のものが対象

◎令和6年4月1日以降に導入したものであること。

※支払い等完了後、概ね1カ月以内に申請してください。

## (3) 補助金の額

### ① 電気自動車

○補助金の額

車両本体の購入に係る経費      定額 100,000 円

### ② 燃料電池自動車

○補助金の額

車両本体の購入に係る経費      定額 300,000 円

#### (4) 申請受付期間

○受付期間：令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

※月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで

（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日は受付いたしません。）

#### (5) 受付窓口

○南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所西庁舎1階

※書類を直接環境政策課までお持ちください。**（郵送不可）**

電 話：0244-24-5248

FAX：0244-24-5347

## 2 申請方法

### (1) 申請に必要な書類

補助金の申請をされる場合は、共通書類（下記①参照）と申請対象者それぞれに該当する添付書類（下記②～④参照）をご提出ください。

※申請書等は環境政策課脱炭素社会推進係で配布しています。また、南相馬市ホームページからもダウンロードできます。

#### ①申請者共通書類（市民、事業者、リース事業者 全ての申請で必要）

補助金の申請に必要な書類	備考
(1) 次世代自動車導入促進事業補助金 交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）	・申請書の書き方について、『P7 3 申請書（様式第1号）記載例』をご参照ください。 ※押印は不要です。
(2) 収支決算書（様式第2号）	・国・県・市の補助金や自己資金等の内訳、及び車両本体の購入費を記すもの。
(3) 暴力団員等でない旨の誓約書 （様式第3号）	・リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分、それぞれ提出。
(4) 対象の次世代自動車の自動車車検証の写し	・自家用・事業用の欄が「自家用」であり、使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの。
(5) 市税の完納証明書	・リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分、それぞれ提出。 ・直近のもの（ <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> ）。 ・市民課の窓口で発行しております。 ※ <u>納税証明書ではありませんので、ご注意ください。</u>
(6) 次世代自動車の購入費が分かる書類の写し （領収書または契約書等）	・領収書または契約書等に対象車等に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付してください。
(7) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し	・金融機関名、支店等名、口座番号、口座名義人のわかるもの。 ・ <u>口座の名義と申請者名義は同一であること。</u>

#### ②申請者が市民の場合

補助金の申請に必要な書類	備考
現住所の記載がある本人確認書類の写し	・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等。

#### ③申請者が事業者の場合

補助金の申請に必要な書類	備考
商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項） 全部証明書の写し	・直近のもの（ <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> ）。

#### ④申請者がリース事業者の場合

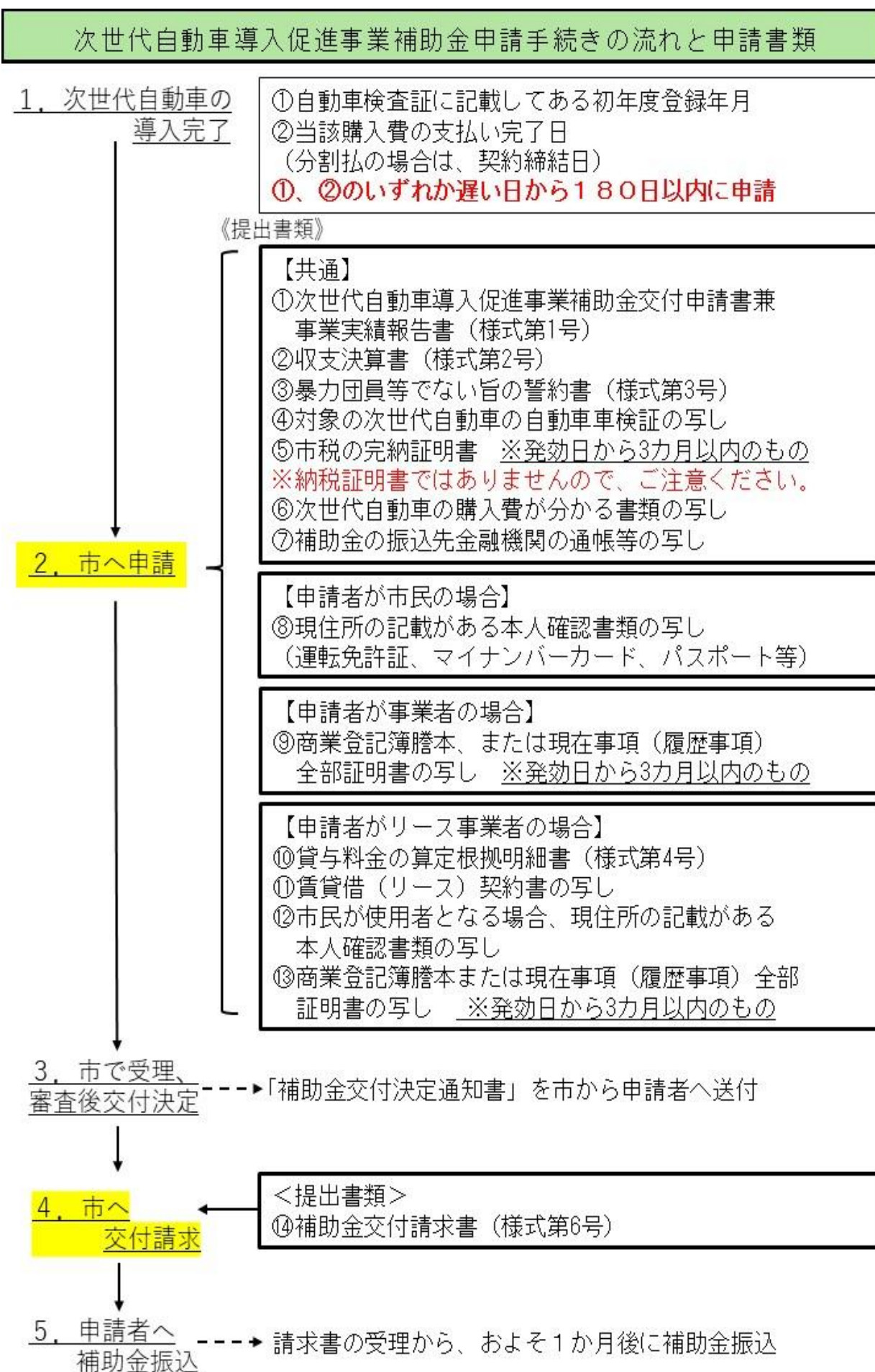
補助金の申請に必要な書類	備考
(1) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）	・メーカー名や車名、容量等がわかる書類（カタログ等）。
(2) 賃貸借（リース）契約書の写し	・リース先の情報（使用本拠地、使用者名等）やリース内容（種別、車名、期間、月額リース料等）を記すもの。
(3) 市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し	・②と同様の書類
(4) 商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し	・市民が使用者の場合はリース事業者分のみ提出する。 ・事業者が使用者の場合はリース事業者および法人分を提出する。 ・近のもの（ <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> ）。

#### (2) 提出方法

申請書を環境政策課脱炭素社会推進係（市役所西庁舎1階）まで持参してください。

**※郵送での受付は行っていません。**

### (3) 補助金交付の流れ



### 3 申請書（様式第1号）記載例

#### (1) 申請書【表】

様式第1号（第5条関係）

令和6年 4 月 30 日

南相馬市 提出日を記入（未定の場合は空欄で提出してください）  
 ※車検証記載の初年度登録年月日、または車両購入費の支払い完了日  
 いずれか遅い日から180日以内

実績報告書

南相馬市次世代自動車導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

※申請者氏名は、住民票または法人登記に記載の氏名（法人名）と一致するよう記載してください。  
 ※住所＝住民票または法人登記上の住所を記載してください。

1. 申請者に関する事項

申請者住所	南相馬市原町区本町二丁目27番地		
申請者氏名 ※法人及びリース事業者の場合は法人名及び代表者の職・氏名	南相馬 太郎		
電話番号 ※日中連絡可能な連絡先 ※手続代行の場合は事業者名及び担当者の職・氏名も併記	0244-24-5248		

P9、P10の車検証の見本等を参考に、自動車検査証の内容と一致するように記載してください。

2. 車両に関する事項

種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車	
自動車登録番号 又は車両番号 ①	福島 ○○○ あ ○○○○		
自動車検査証 交付日 ②	令和6年	4月 1日	
支払完了日 又は契約締結日	令和6年	4月 1日	
車名 ③	○○○	車体番号 ④	○○○○-○○○○○
型式 ⑤	○○○-○○○○		
所有者 ⑥	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 自動車販売業者またはローン会社（氏名： ）		
使用者 ⑦	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者（事業者）の役員・従業員（氏名： ） <input type="checkbox"/> 貸与先（氏名： ）		
使用の本拠の位置 ⑧	南相馬市原町区○○字○○		

車両本体代のみ記載  
 ※オプション代、車検・自賠責・手数料等は記載しないこと

3. 車両本体の購入に係る経費

車両本体購入に係る経費	6	0	0	0	0	0	0	円（税抜き）
	百万			千				



(2) 申請書【裏】

4. 交付申請額

交付申請額	<input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車100,000円	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車300,000円
-------	---	--

5. 補助金振込先（申請者名義のもの）

※申請者名義の口座情報を転記してください。

金融機関名	南相馬	<input checked="" type="checkbox"/> 銀 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協	原町	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
口座	種 類	口座番号（右詰め）						
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座	0	0	1	2	3	4	5
口座名義人	フリガナ ミナミソウマ タロウ 南相馬 太郎							

6. 添付書類

※該当箇所にも漏れなくチェックしてください。

区分	補助金の申請に必要な書類
申請者 共通書類	<input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書（様式第2号）
	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号） ※リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分を提出
	<input checked="" type="checkbox"/> 対象の次世代自動車の自動車車検証の写し ※使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの
	<input checked="" type="checkbox"/> 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書） ※リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分を提出 ※発効日から3カ月以内のもの
	<input checked="" type="checkbox"/> 次世代自動車の購入費が分かる書類の写し（領収書又は契約書等） ※対象車等に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し （金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの） ※申請者名義のもの
申請者が個人の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所の記載がある本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
申請者が法人の場合	<input type="checkbox"/> 商業登記簿等謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの
申請者がリース業者の場合	<input type="checkbox"/> 貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）
	<input type="checkbox"/> 賃貸借（リース）契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
	<input type="checkbox"/> 商業登記簿等謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し ※市民が使用者の場合はリース事業者分のみ提出する ※法人が使用者の場合はリース事業者分及び法人分を提出する ※発効日から3カ月以内のもの

(3)【参考】車検証（紙）の見本

(3)【参考】車検証（紙）の見本

補助金交付申請書に記載の内容と、車検証の内容が一致するようにしてください。

自家用となっていることを確認してください。

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・専業用の別	車体の形			
福島 ○○○あ○○○○ ①	令和 6年4月1日	令和 6年4月 ②	普通	乗用	自家用	箱型			
車名			乗車定員	最大積載量		車体重量		車両総重量	
○○○○ ③			5名	-kg		○○○○kg		○○○○kg	
車台番号			長さ	幅	高さ	後後軸量	前後軸量	後後軸量	前後軸量
○○○○-○○○○○ ④			○○cm	○○cm	○○cm	○○○○kg	-kg	-kg	○○○○kg
型式	原動機の型式		燃料の種類	型式指定番号		類別区分番号			
○○○-○○○○ ⑤	○○○-○○○		○○kw ○○L 電気	○○○○○○		○○○○			
所有者の氏名または名称	株式会社○○ ⑥								
所有者の住所	福島県南相馬市○○○○								
使用者の氏名または名称	株式会社○○ ⑦								
使用者の住所	福島県南相馬市○○○○								
使用の本拠地の位置	福島県南相馬市○○○○ ⑧								
有効期間の満了する日	令和 9年4月1日								
備考	使用の本拠の位置が南相馬市内であることを確認してください。								

燃料が電気または水素であることを確認してください。

見本

(4)【参考】自動車検査証記録事項の見本

(4)【参考】自動車検査証記録事項の見本

車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項に記載された内容を、補助金交付申請書に記入してください。

1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号					福島 〇〇〇あ〇〇〇〇 ①				
車台番号 ④		〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 ②							
登録年月日/交付年月日	令和6年4月1日	初度登録年月	令和 6年4月	有効期間の満了する日	令和 9年4月1日				
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名または名称	株式会社〇〇 ⑥								
所有者の住所	福島県南相馬市〇〇〇〇								
使用者の氏名または名称	株式会社〇〇 ⑦								
使用者の住所	福島県南相馬市〇〇〇〇								
使用の本拠地の位置	福島県南相馬市〇〇〇〇 ⑧								
3. 車両詳細情報									
車名	〇〇〇〇 ③								
型式	〇〇〇-〇〇〇〇 ⑤								
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別			自家用		
車体の形状	箱型	乗車定員	5名			最大積載量	-kg		
車両充当	〇〇kg	車両総重量	〇〇kg	長さ	〇〇cm	幅	〇〇cm	高さ	〇〇cm
前前軸重	〇〇kg	前後軸重	-kg	後前軸重	〇〇cm	総排気量または定格出力	〇〇kw 〇〇l		
燃料の種類	電気		型式指定番号	〇〇〇〇		類別区分番号	〇〇〇〇		
4. 備考									
【福島】新規登録 〇〇〇 〇〇〇				<div style="background-color: yellow; padding: 10px; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">見 本</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">QR コード</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">QR コード</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">QR コード</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">QR コード</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">QR コード</div> </div>					
燃料が電気または水素であることを確認してください。									

自家用となっていることを確認してください。

使用の本拠地の位置が南相馬市内であることを確認してください。

燃料が電気または水素であることを確認してください。

### (1) 共通（電気自動車、燃料電池自動車）

Q1. 補助対象者は個人のみになりますか？

A1. 個人（市民）、事業者、リース事業者が対象となっております。

Q2. 国や福島県の補助を受けている場合、市の補助も併せて受けられるのでしょうか。

A2. 当該補助は、国・県と併用可能です。

Q3. 市外に住民票を置いていますが、車検証記載の仕様の本拠地の位置が市内の場合、補助対象になりますか？

A3. 市内に住民票を置かれていない方は、補助対象外です。住民票の住所と車両の本拠地の位置がどちらも南相馬市内である必要があります。

Q4. 市役所の窓口で完納証明書が発行できないと言われましたが、補助対象になりますか？

A4. 原則、申請には南相馬市の完納証明書が必要ですが、発行できない理由によって、代わりの書類を提出いただければ補助対象となります。

①申請者が非課税者の場合

→市役所窓口で発行している非課税証明書を添付していただき、非課税者であることの確認が取れば補助対象となります。

②住民票の住所は南相馬市にあるが、他の自治体に納税している場合

→納税している自治体で発行している完納証明書（未納の無いことを示す証明書）を添付。

③住所を移動したばかりで発行できない場合

→南相馬市で発行する住民票+移動前の住所（自治体）での完納証明書を添付。

④税金を支払ったばかりでまだデータに反映されていない場合

→発行できる日付（3か月以内）の完納証明書を添付。

Q5. 申請書類の提出締切（導入完了後 180 日以内）を過ぎてしまいました。これから申請したら間に合いますか？

A5. 提出締切を過ぎた申請については、受付できません。

Q6. 中古車は対象になりますか。

A6. 中古車は対象とならないため受付できません。

Q7. 郵送でも申請は受け付けてもらえますか。

A7. 当該補助は窓口申請のみであるため、郵送は受け付けておりません。

Q8. 車両の注文はすでにしており、支払いも完了していますが、車両の完成が遅れており、初度登録ができていない場合、申請はできますか。

A8. 初度登録が済んでいない場合は、補助金申請はできません。

Q9. 補助要件である「車両の販売促進活動に使用しないこと」に、レンタカーは該当しますか。

A9. レンタカーは補助対象としているため、申請可能です。「車両の販売促進活動に使用しないこと」に該当する例としては、販売店の試乗車、展示車などがあります。

Q10. 社用車を一式、次世代自動車へ更新したいのですが、複数の車両を取得する場合、すべての車両について補助金を申請できますか。

A10. 本補助金は、申請者 1 人（1 社）につき 1 台のみの申請としているため、複数の申請はできません。

Q11. リース期間を 3 年契約で電気自動車を購入しましたが、申請できますか。

A11. リース事業者の場合、リース期間が 4 年以上であることが要件となっているため、申請できません。

## **(2) 電気自動車**

Q12. 電気自動車とは、こういった車両を指しますか。

A12. 電気自動車（EV）とは、エンジンを搭載しておらず、車両に搭載された電池（バッテリー）から供給される電気を動力源として、モーターで走行する自動車のことをいいます。

Q13. ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は補助対象になりますか。

A13. ハイブリッド車（HEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）は対象となりません。

## **(3) 燃料電池自動車**

Q14. 燃料電池自動車とは、こういった車両を指しますか。

A14. 燃料自動車（FCV）とは、水素と酸素の化学反応（燃料電池）によって発電した電気を動力源としてモーターで走行する自動車のことをいいます。